

## 28 紛争解決手続

川瀬剛志 \*

### I. 概要 #

#### 1. 紛争解決手続 (28 章、一部 27 章)

##### ● 一般的・制度的事項

#### A) 適用範囲 (28.3 条)

本章の手続は、原則として 1) 協定の解釈適用に関する紛争、2) 協定違反・義務の不履行、及び 3) 内国民待遇・市場アクセス章 (2 章)、越境サービス貿易章 (10 章) 等の利益につき、締約国の協定違反を伴わない無効化・侵害に適用される (28.3 条 1)。知財章 (18 章) の非違反の無効化・侵害については、WTO の [TRIPS 協定](#) 64 条に基づく申立ての権利を得た後 6 ヶ月以内に 1 項(c)に含める改正を行うかを検討する (同 2) \*。

二国間の交換公文については、当該文書にその旨の規定があれば本章の手続の対象となる一方、[条約法条約](#) 31 条 2 項(b)の本協定の関連文書を構成せず、当該文書の当事国以外の締約国の権利義務に影響しない (3 項)。

#### B) パネル議長登録簿・締約国別パネリスト候補者名簿 (27.2 条 1(g)、28.11 条)

議長登録簿: 協定の効力発生から 120 日以内に、各締約国最大 2 名ずつの指名を踏まえて、原則として最低 15 名の登録簿をコンセンサスで作成する (28.11 条 1~5)。これが不可能であれば、TPP 委員会が 180 日以内に作成する。TPP 委員会は登録簿を 3 年ごとに見直し、必要に応じて新規作成する (27.2 条 1(g))。

締約国別パネリスト候補者名簿: 各締約国は協定発効後これを作成できる (28.11 条 9)。

#### C) 私権に関する規定 (28.22 条、28.23 条)

各締約国は、本協定違反・不履行を理由とした他の締約国に対する提訴の権利を、自国民に与えてはならない (28.22 条)。

締約国は域内の民間商事紛争解決のための仲裁を奨励し、仲裁合意の遵守と判断承認・執行の手続を定める。[ニューヨーク条約](#)の加入・遵守を当該義務の遵守とみなす (28.23 条)。

\*\* かわせ つよし/RIETI ファカルティフェロー・上智大学法学部教授

# \* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

D) 紛争解決手続の運営 (27.6 条)

各締約国は自国を当事国とする紛争においてパネルの運営を支援する事務所を指定し、その運営・費用に責任を持つ。

● 本案手続

E) フォーラム選択 (28.4 条) \*

個別の紛争が TPP 協定及び WTO など他の国際協定の双方で生じる場合はどちらに選択しても構わない。ただし、当該問題については選択したフォーラム以外に付託できない。

F) 協議 (28.5 条)

締約国は、28.3 条 1 に定める問題について他の締約国に協議を要請できる。協議要請には問題の実際の措置あるいはその案、及び申立ての法的根拠を示す (同 1)。要請を受けた締約国は受領から 7 日以内に回答し、30 日以内 (腐敗しやすい物品に関する問題は 15 日以内) に協議を開始する (同 2、4)。協議要請はその他の締約国にも送付され、実質的な利害関係を説明の上協議に第三国参加できる (同 1、3)。

協議は協議要請を受けた国の首都において対面で行うか、他の利用可能な技術手段<sup>1</sup>で行う (同 5)。協議は秘密とされる (同 8)。

G) あっせん、調停、仲介 (28.6 条)

紛争当事国の合意でこれらの代替的解決手段を選択でき、パネル進行中も継続できる。

H) パネル設置 (28.7 条)

原則として協議要請受領日から 60 日 (腐敗しやすい物品に関する問題は 30 日) 以内に協議により解決できない場合、協議要請国はパネル設置要請を行うことができる (28.7 条 1)。パネル設置要請書は問題の措置等及び申立ての法的根拠の要約を含む (同 3)。

パネルは要請書到達時に設置される (同 4)。複数締約国が同一の問題についてパネル設置要請を行う場合、実行可能な場合は単一パネルを設置する (同 6)。なお、措置の案についてはパネルは設置できない (同 7)。

D) 付託事項 (28.8 条)

原則として、前条のパネル設置要請にある問題を検討し、報告書において事実認定、法的判断、勧告を行う (同 1)。非違反の無効化・侵害の請求の場合はその旨も明記する (同 2)。

---

<sup>1</sup> 条文中に例示はないが、例えば 27.4 条は TPP 委員会の活動手段として電子メールやテレビ電話会議を挙げている。

J) パネリストの選任 (28.9 条)

パネルは 3 人で構成される (同 1)。

最初の 2 名: パネル設置要請到達 20 日以内に両紛争当事国が 1 名ずつ任命する (同 2(a))。被申立国がこの期間内に任命しない場合、同 35 日以内に、被申立国の締約国別パネリスト候補者名簿 (もし未作成なら議長登録簿) から申立国が選出する。議長登録簿も未作成なら、申立国が選ぶ 3 人から無作為で選出する (同 2(c))。

3 人目 (議長) \*: 当事国の合意で指名する。2 人目のパネリスト指名時もしくはパネル設置要請到達後 35 日以内のどちらか長い方の期間内に指名できない場合は、2 人の指名済みパネリストが議長登録簿から任命する (同 2(d)(ii))。同 43 日以内にこれが不可能であれば、2 人のパネリストが紛争当事国の同意を得て指名する (同(iii))。同 55 日以内にこれが不可能であれば、同 60 日以内に紛争当事国が議長登録簿から無作為抽出で選出するか、紛争当事国に委任された独立第三者がそこから任命する (同(iv), (v))。議長登録簿が未作成であれば、同 60 日以内に申立国・被申立国がそれぞれ 3 名ずつ挙げる候補者から無作為抽出で選出するか、紛争当事国に委任された独立第三者がそこから任命する (同(vi), (vii))。

なお、議長選考にあたり、議長登録簿中の紛争当事国及び第三国参加国の国民は除かれる (同 28.9 条 3)。

K) パネリストの資格・能力等 (28.9 条、28.10 条)

パネリストは、国際貿易その他協定の対象事項及び国際貿易協定下の紛争に専門知識・経験を要し、締約国からの独立や別途定める行動規範の遵守等が求められる (28.10 条 1)。特に労働章 (19 章)、環境章 (20 章)、透明性章 (26 章) 下の紛争では、それぞれの分野の専門知識・経験を有するパネリストを指名する (28.9 条 5)。

L) パネルの任務 (28.12 条)

パネルは付託された問題の客観的な評価 (事実関係、及び協定適用可能性・措置の協定適合性の調査) を任務とし、決定・勧告等により締約国の義務の増減は許されない。協定解釈は条約法条約 31 条・32 条に従い、協定に組み込まれた WTO 協定の規定については WTO パネル・上級委員会の解釈を検討する。

M) パネル審理手続 (27.2 条 1(f)、28.13 条～28.16 条)

TPP 委員会はパネル手続規則を定め、最低 1 回の口頭審理、各 1 回の書面提出、パネル審理・意見書等の公開\*、秘情報の保護、被申立国首都での審理等を確保する (27.2 条 1(f)、28.13 条)。パネルは紛争当事国の要請又はパネルの発意で専門家・機関に情報・技術的助言を求められる (28.15 条)。手続は申立国の要請により最長 12 ヶ月間停止でき、紛争当事

国の合意により随時終了できる (28.16 条)。

第三国参加: 利害関係のある他の締約国は、第三国参加を認められ、全ての審理への出席、紛争当事国の意見書受領、及び自己の意見書の提出等を認められる (28.14 条) \*。

#### N) パネル報告書 (28.17 条、28.18 条)

最初の報告書: 全パネリスト任命完了から 150 日以内 (腐敗しやすい物品に関する問題は 120 日以内) に当事国に提示する (例外的に 30 日まで遅延可) (同 3、5)。報告書は事実認定、判決理由、案件によっては違反の有無や無効化・侵害の有無等の決定、紛争解決のための勧告等を含む (同 4)。当事国は提示後 15 日以内に書面でコメントし、パネルはこれを受けて必要に応じて報告書を修正する (同 7、8)。

最終報告書: パネルは最初の報告書から 30 日以内に紛争当事国に提示する (28.18 条 1)。

少数意見: どちらの報告書にも付してよいが、誰が少数意見を提起したかは明らかにしてはならない (28.17 条 6、28.18 条 2)。

### ● 履行手続

#### O) 最終報告書の実施 (28.19 条)

本章手続の明確な紛争解決の目的達成に、パネルの決定の速やかな履行が重要性であることを認める。被申立国は違反及び無効化・侵害等は可能な限り除去する (同 1、2) \*。

被申立国が決定を直ちに履行できない場合は韓国の履行期間として、合理的な期間を与えられる。最終報告書の提示から 45 日以内に紛争当事国が合意できない場合は、同 60 日以内にパネル議長の仲裁に付託できる。議長は原則 15 か月を上限として、付託から 90 日以内にこの期間を設定する (同 3~6)。

#### P) 代償・対抗措置等 (28.20 条)

本条に定める代償、利益停止、金銭支払は一時的措置であり、違反及び無効化・侵害の除去による完全実施が優先される (同 15)。

代償 (同 1): 被申立国が違反及び無効化・侵害の除去による実施の意思がないか合理的期間内の実施の有無に紛争当事国間で意見の相違がある場合、申立国による要請を被申立国が受領してから 15 日以内に代償交渉を開始する。

利益の停止 (対抗措置) (同 2~6) \*: 30 日の交渉期間内に代償に合意不能か、被申立国が代償の合意条件を遵守しないと思慮する場合、申立国は停止する利益の程度 (違反又は無効化・侵害と同等の効果を有する協定上の譲許の程度) を特定して、利益停止の意図を被申立国に通報する。申立国は利益停止を違反又は無効化・侵害と同一の対象事項<sup>2)</sup>におい

<sup>2)</sup> 協定中明示されていないが、28.20 条 4(c)から、対象事項は物品、金融サービス、その他サー

て試みるべきで、それが効果的・实际的でなくかつ事態が十分重大である場合、理由を示して他の対象事項において利益を停止できる。

パネルの再招集 (同 5、6) \* : a) 提案された利益停止の程度が明らかに過大か対象事項選択の手續 (同 4) に従っていない、あるいは b) 違反又は無効化・侵害を除去したと思慮する場合、被申立国はパネル再招集を要請できる。パネルは再招集から 90 日 (a)、b) 双方なら 120 日) 以内に決定を示す。申立国はパネルが違反又は無効化・侵害の除去があったと判断しなければ、パネルが決定した程度でかつ対象事項につき (同 4 違反の場合) 利益を停止できる。パネルの決定によらない場合は、申立国は上記本条 3 の利益停止通報で特定した額で利益停止できる。

金銭支払 (同 7~14) \* : 利益停止の通報 (同 3) から 30 日以内あるいは再招集パネルの決定 (同 5) から 20 日以内に被申立国が金銭支払の意思を通報した場合、利益は停止できない。30 日間の協議で合意に達しない場合、支払額は申立国による利益停止の提案額 (再招集パネルが判断した場合はその決定額) の 50%とする。被申立国はこれを支払意思の通報後 60 日目から四半期ごとに均等に分割払いする。金銭支払は意思通報から最長 1 年間に限られ (合意による延長可)、被申立国は支払の一方で履行計画を提出する。なお、代わりに紛争当事国が指定する貿易円滑化の自発的活動用の基金に対する支払も選択できる。

合意した支払が行われず、履行計画が提出されない、あるいは支払終了後に履行がない場合、申立国は再び利益を停止できる。

#### Q) 履行審査 (28.21 条) \*

違反又は無効化・侵害を除去したと思慮する場合、被申立国はパネルに問題を付託でき、パネルは付託から 90 日以内に報告書を発出する。この時利益停止の手續を妨げられない (同 1)。パネルが履行を認める場合、申立国は利益停止を速やかに解除する (同 2)

#### 2. 各章の紛争解決手續規定 (詳細は各章参照)

##### A) 第 28 章手續の不適用

例えば競争政策 (第 16 章)、規制の整合性 (第 25 章) などは、章全体に第 28 章手續の適用がない。また、特定の規定についてのみ当該手續の不適用を定める場合 (6.8 条 3、7.9 条 2、7.8 条 6(b))、手續の適用に時間的に一定の猶予を与える場合 (7.18 条 1)、付託に一定の条件を付す場合 (12.10 条) など、部分的な不適用ないしは適用の制限が定められている。更に、こうした全締約国に対する不適用の他に、特定締約国に対する一部ないしは時間的な不適用が定められている (14.18 条、17.2 条 5 注、18.83 条 4(f)注 2(C))。

---

ビス、知的財産権で区分しているものと思われる。

## B) 第 28 章手続に対する特則

いくつかの章では、その実体規定の特性に合わせて、第 28 章手続を一部修正・付加するか (11.21 条、17.15 条)、あるいは各章固有の協議や手続の前置を紛争付託の要件としている (7.17 条 7 及び 8、10.2 条 7、19.15 条 13、20.20 条～20.23 条)。また、投資家対国家紛争解決 (ISDS、第 9 章第 B 節) に関連して、金融関連 ISDS における例外規定による抗弁 (11.22 条 2(c))、及び ISDS における仲裁判断の不履行 (9.29 条 18) については、それぞれ個別紛争に付随して第 28 章手続への付託が規定されている。

## C) 第 28 章以外の紛争解決手続

本章の手続以外の紛争解決手続としては、上記の投資章の ISDS 手続、第 2 章譲許表の日米・日加自動車合意付録における特別紛争解決手続 (附 2D 付 D1 第 7 条及び同付 D1 第 4 条) が規定されている。

## 3. 交換公文

我が国が締結した交換公文では、蒸留酒充填基準 (日米)、コメ関税割当 (日米、日豪)、ホエイセーフガード (日豪)、金融サービス (日越) の 5 本が第 28 章手続の利用を定めている。他方、一時的入国許可 (日米) では、一時的に米国による第 12 章違反案件の付託を制限している。

## II. 解説・コメント

《紛争解決手続の重要性》 TPP 協定の経済成長効果は発効後即時に現れるものではなく、関税削減による貿易増加に始まり、国内産業の構造変化による生産性向上、更にはイノベーションの発生により段階的に域内 GDP 増大につながる<sup>3</sup>。よって、中長期的な協定の着実な実施が重要になるので、紛争解決手続の意義と役割は大きい。特に TPP 協定は 12 の締約国を擁するプल्ली協定であり、締約国間の巨大な貿易額、大幅な WTO プラス規定の包含、我が国 EPA 章にあるビジネス環境整備に相当する枠組の欠如を勘案すると、紛争発生 of 蓋然性は他の二国間 FTA より格段に高い。加えて、条文の法的精査の時間が限られ、生物製剤特許に関する 18.51 条のように合意最終段階で意図的に曖昧にされた条文もあることから、事後的な解釈による明確化が協定の実効性の鍵となる。

《手続の特徴》 パネルのみ一審制だが、おおよそ [WTO 紛争解決了解 \(DSU\)](#) 準拠であ

<sup>3</sup> 伊藤元重「[TPP のメリットをどうとらえる? 0.2%でも成長率が上がれば、成果は大きい](#)」日経 Biz アカデミー『BizCOLLEGE』(2015 年 11 月 11 日)

り、先進国 FTA に標準的な手続である。また、高いレベルでの手続の透明性（パネル審理・文書公開等）、金銭代償など、米国の FTA に特徴的な WTO プラス規定が挿入されている。

《組織的脆弱性》 他方、上述の手続の位置付けと役割の重要性に鑑みれば、組織的脆弱性には不安を残す。まず第 28 章には他章に見られる委員会等の組織設置規定がない。WTO では履行は紛争解決機関（DSB）による多国間監視下に置かれるが、TPP はこの点でパネル勧告の執行力に劣る。TPP 委員会が 27.2 条 2(a)に基づき今後 DSB 相当の機関を設置する可能性はある。ただしその場合も、履行監視に当該組織が関与する根拠規定が本章にはない。また、WTO 手続では事務局が効率的な手続運営とパネル・上級委員会報告書の質の担保に果たす役割が大きい。本協定ではパネル支援の事務所（office）を各国が自弁で運営するが（27.6 条）、中立的な組織ではなく、役割はおそらく文書配布やパネル会合準備等ロジ面に限定されよう。本年 2 月の署名式に際して事務局組織に関する協議が行われたが、予算制約に鑑みれば、WTO 法務部門に相当する常設組織の設立は期待できない。

《知的財産権の非違反事案》 TRIPS 協定 64 条は TRIP 協定下の非違反事案の提起に協定発効後 5 年のモラトリアムを設けているが、その後の取扱いにつき加盟国のコンセンサスが取れず、現在まで延長されている<sup>4</sup>。28.3 条 2 はこの事情を踏まえた規定である。

《フォーラム選択》 FTA 間あるいは FTA・WTO 間の二重訴訟防止の観点から、フォーラム選択条項が置かれるが、28.4 条は先行して申立国が選択したフォーラムが残余のフォーラムを排除する標準的な規定である。ただし、問題の同一性の認定の困難や WTO 手続の強制管轄権のため、その実効性には疑問が残る<sup>5</sup>。

《パネリスト選任の自動化》 NAFTA における砂糖市場アクセス事件は、パネリスト選任の十分な自動性確保に失敗したため、NAFTA 第 20 章手続の機能不全を露呈し、以後の当該手続の利用を著しく妨げた<sup>6</sup>。この反省から、以後パネリスト指名を自動化する FTA は少なくない。例えば、[日馬 FTA](#)148 条 4 及び [EFTA 星 FTA](#)60 条 5 では WTO 事務局長に、[NZ タイ CEPA](#)17.5 条 3 では ICJ 裁判長に、それぞれ一方当事国が指名を求められる。

これに対して、本章手続は被申立国が議長選任を阻止できる余地を残す。まず、2 名のパネリストによる議長登録簿からの指名が不首尾の場合、指名には紛争当事国の同意が必要

<sup>4</sup> 詳しくは WTO ウェブサイト [‘Non-violation’ complaints \(Article 64.2\)](#) を参照。

<sup>5</sup> 川瀬剛志「WTO と地域経済統合体の紛争解決手続の競合と調整 —フォーラム選択条項の比較・検討を中心として— [\(1\)](#)・[\(2・完\)](#)」『上智法学論集』52 巻 1・2 号（2008）149–183 頁／52 巻 3 号（2009）1–109 頁。

<sup>6</sup> Hugo Perezcano, [Peeling NAFTA Layers: Twenty Years After](#) (Centre for International Governance Innovation, CIGI Papers No. 68, 2015).

なことから (2(d)(i), (ii))、被申立国が阻止できる。また、その次の議長登録簿からの無作為抽出指名も紛争当事国によるので、被申立国が非協力なら手続は進行しない。更に、最後の3名+3名候補からの無作為抽出指名も、被申立国がこの3名を推挙しなかった場合、申立国推挙の3名から無作為抽出指名を強行できる保証はない。条文は受動態で記述されており（「議長は・・・選出される」）、この抽出を誰が行うのかを明示しておらず、もし紛争当事国がこれを行うのであれば、やはり被申立国が阻止できる可能性を残す<sup>7</sup>。

《パネル報告書の規範的拘束力》 NAFTA2018 条 2 では、違反是正による履行は「可能な場合 ([w]herever possible)」と限定されていることから、パネル勧告に規範的拘束力はなく、対抗措置等の甘受により協定不整合な措置を維持できるとされる<sup>8</sup>。類似の文言（「可能な限り (whenever possible)」）は 28.19 条 2 にも見られるが、他方で本章は迅速な履行の重要性（同 1）と代償・利益停止等の一時性及び履行の優先（28.20 条 15）を明言し、特に金銭支払の場合に履行計画の提出や原則 1 年を超える金銭支払を伴う不履行を認めない。これらの文脈から「可能な限り」は NAFTA2018 条 2 同様には理解できない。

《履行確認と利益停止等のシーケンス》 WTO 紛争解決了解 21 条・22 条では、パネルによる履行確認と対抗措置発動の順序が不明確で、EC・バナナ輸入制限事件の譲許停止仲裁<sup>9</sup>以来加盟国間の論争を招いた（いわゆるシーケンス問題）<sup>10</sup>。最近の米国や豪州の FTA に倣い、本章手続では申立国が自己の発意で利益停止に進み、被申立国が履行確認と利益停止額決定を再招集パネルに対して一度に請求できる方式により、これを明確にした。上記のように、多国間監視を欠く TPP 協定ではパネル決定の執行力が弱い。このように WTO とは逆に被申立国に履行確認請求の責任を負わせ、これが果たなさなければ申立国には利益停止を認めることで、被申立国の履行インセンティブを高めて執行力を確保している。

《履行の完了》 多国間監視を前提としない本章では、最終的な履行確認はパネルが行うこととされる（28.21 条）。文言は請求を履行の有無に紛争当事国間の見解の不一致があった場合に限定せず、常にパネルが最終確認を行うことを想定しているように理解できる。しかし、紛争当事国に履行済みの事実争いが無い場合パネル付託は無意味であり、その

<sup>7</sup> Simon Lester, [The TPP Process for Composing Dispute Settlement Panels](#), International Economic Law & Policy Blog, posted Nov. 13, 2015 at 07:52 AM.

<sup>8</sup> 川瀬剛志「地域経済統合における自由貿易と地球環境保護の法的調整－WTO に対する NAFTA104 条の示唆－ (3)」『貿易と関税』49 巻 1 号 (2001) 108-9 頁。

<sup>9</sup> Decision by the Arbitrators, *EC – Bananas III (US) (Article 22.6 – EC)*, [WT/DS27/ARB](#) (Apr. 9, 1999).

<sup>10</sup> Cherise M. Valles and Brendan P. McGivern, “The Right to Retaliate under the WTO Agreement: The ‘Sequencing’ Problem”, *Journal of World Trade* vol.34(2), pp.63-84 (2000).

場合は実務的には紛争当事国間の通報と了承で終了することになるろう。

### III. 備考および更新情報

該当情報なし。